

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（水道企画課）

一 趣旨

水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定するための改正

二 内容

水道用水料金の額の改定（一立方メートル当たり）

（現行）六十一円七十八銭 （改正後）七十四円七十四銭

三 施行期日

令和八年四月一日